

2016年10月

製造販売元  **日新製薬株式会社**
山形県天童市清池東二丁目3番1号

エチゾラム錠 0.25mg「日新」
エチゾラム錠 0.5mg「日新」
エチゾラム錠 1mg「日新」

投薬期間制限の適用日に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般、平成28年9月14日付 政令第306号「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布され、下記弊社製品が向精神薬（第三種向精神薬）に指定されましたことをご案内致しました。

この度、平成28年10月13日付厚生労働省告示第365号より、**投薬期間の上限が30日に制限され、平成28年11月1日より適用されること**となりましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

対象製品	エチゾラム錠 0.25mg「日新」 エチゾラム錠 0.5mg「日新」 エチゾラム錠 1mg「日新」
投薬期間制限医薬品に関する情報	本剤の投与量は1回30日分を限度とされています。
適用日（投薬期間制限）	2016年11月1日

以上